

森町有害鳥獣被害防止対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、有害鳥獣による農林業への被害を防止するため、有害鳥獣被害防止対策事業を実施するもの（以下「事業主体」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則(昭和42年森町規則第3号)及びこの要綱の定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「有害鳥獣被害防止対策事業」とは、町内に農地又は山林を有する者が実施する有害鳥獣による農林業への被害を防止するための事業をいう。

(補助の対象及び補助率(額))

第3条 補助の対象及び補助率(額)は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 森町有害鳥獣被害防止対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業に要する経費の額を確認できる書類
- (3) 事業の施行場所を確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 提出期限については、別に定める日までとする。

(交付の条件)

第5条 次の各号に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

- (イ) 施行場所の変更
- (ロ) 事業量の20パーセントを超える変更

イ 補助事業に要する経費の額の変更(事業費の額の20パーセント以下の変更)

を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、町長が別に定める期間）内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(7) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)における感電防止のための適切な措置を講ずること。

(交付の決定)

第6条 町長は、第4条に基づき交付の申請が提出されたときは、速やかに内容を審査し、適当と認められるときは、申請者に対し、森町有害鳥獣被害防止対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた事業主体が第5条第1号に掲げる変更をしようとするときは、次に掲げる書類を速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 森町有害鳥獣被害防止対策事業計画変更承認申請書（様式第3号）

(2) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 事業主体は、当該事業が完了した後、次の各号に掲げる書類を町長へ提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 支出済の経費の額を確認できる書類
- (3) 事業の完了を確認できる全景及び主要部分の写真
- (4) 設置した侵入防止柵等の自主点検表
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

(交付の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績の報告を受けたときは、その報告書類を速やかに確認し、適当と認めたときは、補助金の交付を確定し、森町有害鳥獣被害防止対策事業費補助金交付確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(請求の手続)

第10条 前条の規定による交付確定通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の提出期限は、交付確定通知書を受領した日から起算して14日を経過した日までとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助の対象			補助率（額）
事業の区分	事業の内容	経費	
有害鳥獣被害防止対策事業	有害鳥獣の農地又は山林への侵入を防ぐことを目的とする事業であって、次に掲げる侵入防止柵等を購入するもの （１）電気柵 （２）ワイヤーメッシュ柵 （３）（１）及び（２）に準ずるもので、有害鳥獣の侵入防止に有効と認められるもの	当該事業に要する経費	当該事業に要する経費の３分の２以内とし、６万円を限度とする。